

## 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年8月21日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公告件名：アフリカ地域 Agenda2063 に向けた都市開発分野の協力アプローチにかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：アフリカ地域 Agenda2063 に向けた都市開発分野の協力アプローチにかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00551

#### 【内容構成】

- 第 1 章 入札の手続き
- 第 2 章 特記仕様書
- 第 3 章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 8 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 8 月 21 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域 Agenda2063 に向けた都市開発分野の協力アプローチにかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結しますので本体契約には含めません。これにより入札書にも計上不要になります。本邦招へい業務は、4,766,000円（税抜）程度を予定しています。

(4) 契約期間（予定）：2024年10月から2025年12月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

(7) 部分払いの設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度（2025年2月頃）

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課／第二課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年8月27日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年8月28日 12時
3	質問への回答	2024年9月2日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年9月6日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年9月20日 10時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

### 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくはは

失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 5. 入札説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/8S5tRLY3hQ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして  
います。

### (2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争  
参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金  
額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の  
内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前  
までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期  
間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

### (1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

### (2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書  
等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出  
方法(2023年3月24日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記2.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォル

ダ作成依頼メールを e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

- ③ 依頼メール件名 : 「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

## 2) 入札書 (入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記 2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

## 3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 2. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3) 提出先

### 1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先 : e-koji@jica. go. jp
- ② 件名 : (調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
[例 : 24a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文 : 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル : 「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札



8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>3</sup>

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

## 10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

---

<sup>3</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

## (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

## (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{予定価格} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

## (4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.7 + \text{(価格評価点)} \times 0.3$$

## (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ

引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

## 1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

2050年に世界の人口は97億人に達し、今後の人口増の多くがアフリカとアジアに集中し、かつ、人口の68%が都市に集中する。アフリカの特徴は都市化率が低く平均年齢も若い点にあり、高い人口増化率、都市への人口流入により、2030年には都市人口は全人口の50%を超える見通しである。アフリカ地域では、アフリカ連合(AU)が2013年に発表した開発ビジョン「アジェンダ2063」において、Aspiration1ゴール1「A High Standard of Living, Quality of Life and Well Being for All Citizens」や、Aspiration2ゴール10「アフリカを横断する世界クラスのインフラ」に取り組んでいる他、「アジェンダ2063」第二次10か年計画(STYIP)大目標2「より統合し、連結したアフリカ」や、「アジェンダ2063 旗艦事業」における「総合高速鉄道ネットワーク」や「アフリカ大陸自由貿易圏」、「アフリカ単一航空輸送市場」など、都市の持続的開発、都市環境の改善、SDGsの達成に寄与するものである。

我が国は「アジェンダ2063」実現に向け、これまでもアフリカ開発会議(TICAD)等の枠組みを通じた幅広い協力を継続的に行ってきた。日本政府は第5回アフリカ開発会議(TICAD5、2013年)において、アフリカの経済成長と企業のアフリカ開発への参加・関与を後押しすべく、5つの成長回廊開発・重点地域(5重点地域)及びアフリカ10カ所の戦略的マスタープラン策定の支援を表明した。これまで北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長リングの3つの総合広域開発重点地域(3重点回廊)を対象に、回廊マスタープランの策定支援を通じ、回廊開発のポイントである物流インフラ整備と併せた産業ポテンシャルの向上、市場規模拡大、インフラ・物流のボトルネックの解消を図ることを提唱し、具体的な優先プロジェクトを提案してきた。2018年度から19年度にはTICAD7に合わせて、将来人口1,000万人級となる4都市でのマスタープラン策定・推進を進めるとともに、回廊マスタープランの効果を測定する「アフリカ地域戦略回廊(北部回廊・ナカラ回廊・西アフリカ成長リング)開発の効果に係る情報収集・確認調査」を実施し、主に物流コストや時間の低減等の一定の効果が得られたことが検証された。加えて2019年度には「アフリカ地域小売流

通のバリューチェーン分析に係る情報収集・確認調査」を実施し、更にミクロの視点から、コモディティのレベルで物流の促進に向けた課題を分析すべく、アフリカの現地スーパーマーケットの流通のバリューチェーンに着目し、アフリカ回廊の物流拡大の阻害要因（インフラ整備、産業政策、マーケット特性等）や民間による課題解決に向けた取組を把握し、アフリカ3重点回廊地域を含むアフリカの各回廊開発促進への提言を取り纏めてきた。また、2021年度から22年度にはTICAD8に合わせて、スマート技術を活用した公共交通指向型開発の展開など5か国でスマートシティ構想を推進する取組を進めつつ、他地域での回廊開発の経験・成果等を分析した上で、今後のアフリカ地域における回廊開発分野におけるJICAの協力方針案を検討する「アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査」を実施し、アジェンダ2063で掲げられた地域統合実現のためのアフリカ・インフラ開発プログラム（PIDA：Programme for Infrastructure Development in Africa）による最新の優先行動計画（PAP2：Priority Action Plan2、2021年～2030年を対象年次）やCOVID-19による社会変容の影響などの最新情勢を踏まえた回廊開発アプローチ2.0の提案などを行った。更に、2014年からアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）との間で協力覚書（MOU）を締結し、JICA専門家の派遣を通じ、PIDA実施促進のための様々な活動に従事。とりわけ、2022年度から23年度には、PIDA発足から10年の契機を捉え、「PIDA10年実施報告書」（※2024年AU総会決議文書に記載）及び、「PIDA PAP2事業カタログ」の作成を支援し、PIDA実施促進のための国際的な可視性を高めるほか、外務省や国交省、アフリカ・インフラ協議会（JAIDA）、本邦企業の関心喚起を図る取組を進めている。

以上の背景を踏まえ、本調査においては、今般2024年11月にエジプト・カイロで開催されるWorld Urban Forum 12（WUF12）、2024年秋～冬頃開催予定の第8回PIDAウィーク（於：カメルーンを開催国として調整中）、並びに2025年8月に横浜で開催される予定のTICAD9に向けて、これまでの取組のレビューを行い、アフリカ地域を取り巻く最新の経済社会情勢を踏まえつつ、今後、効果的な都市開発分野の協力アプローチ検討にかかる情報収集を行うこととした。

## 第2条 調査の目的と範囲

本調査は、これまでの都市計画/都市交通計画マスタープランのレビュー及びその結果並びに我が国によるこれまでの協力実績を踏まえ、アフリカ地域における都市開発及び回廊開発の実情を理解し、持続可能な経済開発実現に向けた協力の方策・アプローチ、実施体制、ニーズに応じた協力枠組の検討を行い、アフリカ地域における産業構造、地域的特性を踏まえた都市開発分野における協力アプローチを提言することを目的とする。

業務の範囲は、上記に示す業務の目的を達成するために、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 第3条 調査実施の留意事項

#### (1) 都市開発アプローチの検討

これまでの都市開発セクターにおける JICA 及び世界の先行事例の情報収集・分析結果、アフリカ地域における都市開発の実情・特徴を理解し、グリーン、レジリエント、インクルーシブを実現するための協力の方策・アプローチを検討する。また、アプローチの検討にあたっては、自由で開かれたインド太平洋戦略 (FOIP) をはじめとする日本政府が国際社会に発信している外交・経済協力の観点、地域安定・周辺地域開発促進への波及効果の観点、今後都市化が進み都市課題が顕在化することによる市民への安全が脅かされる人間の安全保障の観点等を踏まえたうえで、戦略的に我が国による支援が重要と判断される回廊、地域、都市を特定する過程を含むものとする。

また、サブサハラ・アフリカ地域においては、アジアにおける製造業を中心とした雇用の創出による都市・経済の発展とは異なり、インフォーマルセクターの経済への貢献を考慮する必要がある、加えて、都市開発においてもインフォーマルセクターへの配慮が必要となる。<sup>4</sup>

#### (2) 対象国・渡航対象国

本調査はサブサハラ・アフリカ地域の人口 50 万人以上の都市、かつ、JICA 事業が実施可能な都市の 30 都市程度を対象とするが、人口成長著しい場合は、50 万人以下の都市も対象とする。調査の現地渡航対象国 (第4条(3)に述べる WUF12 への参加及び情報収集のためのエジプト・カイロへの渡航を除く。) については、以上の調査対象都市の範囲及び留意事項 (1) を踏まえ、過去に実施された都市開発マスタープランや既存の回廊支援成果等の机上調査も参考に絞り込むものとする。サブサハラ・アフリカ地域への渡航は延べ 6 回程度とすることを想定しているが、現地渡航対象国はアフリカの経済成長をけん引する役割が有望視される既存回廊のうち、アフリカ大陸東部に位置する回廊 (北部回廊、中央回廊等) 並びに西部に位置する回廊 (西アフリカ成長リング等) 上の関係国からそれぞれ 1 か国以上、協力アプローチを検討するうえでモデルとなる都市等を含む渡航先を選定するものとする。<sup>5</sup>

<sup>4</sup> 以上の留意点を踏まえ、過去協力実績の取りまとめ方法、課題分析、対象国選定、アプローチ検討方法等についてプロポーザルにて提案する。(提案を求める事項: No.1)

<sup>5</sup> プロポーザルにおいて、調査の渡航対象国として、以下①～③を含み提案する。(提案を求める事項: No.2)  
①現地調査機会において想定する調査項目、②そのために想定する主な訪問先 (国名及び都市、機関やサイト名)、③その他調査内容、方法等の工夫

(3) WUF12、PIDA ウィーク及び TICAD9 における情報収集及び発信の支援について

本調査期間中に開催される関連国際イベントである WUF12、PIDA ウィーク及び TICAD9 における我が国及び JICA のアフリカ地域都市開発・回廊開発支援に関するサイドイベントへの出展等を通じた情報収集・発信（一部イベントでのパンフレット・動画等の広報資料作成を含む）にかかる支援を行う。特に TICAD9 においては、我が国の支援による都市開発推進に関わったアフリカ地域の行政官（3-5 名程度を想定）を本邦に招き、都市開発計画策定の重要性及び日本との協力の意義等についてパネルディスカッションを行うイベント等の開催支援を行う。

また、サブサハラ・アフリカ地域における都市開発の取組については、JICA を含め多くのドナーが支援を行っており、各都市で開発の経験や知見を多く有している。これらの知見は大きなアセットであり、各都市同士がお互いに学び、経験を共有することは有効であると考えられる。<sup>6</sup>

(4) 国際機関、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）及び地域経済共同体（RECs）との連携について

UN-Habitat 等の国際機関、AUDA-NEPAD や RECs と JICA は、定期的に会合を持ち、専門家や企画調査員を派遣する等の活動を通じて連携を深めている。調査の実施において効果的・効率的と考えられる場合、国際機関や広域機関と連携しつつ調査を実施する。なお、AUDA-NEPAD は Agenda2063 や PIDA の実施のマンデートを掲げているため、本調査は AUDA-NEPAD（及び同 JICA 専門家）との情報共有を密に行う事が期待される。

## 第4条 調査の内容

(1) 関連資料、関連情報の収集・分析等

既存の文献、報告書等により、過去の TICAD で表明された都市開発マスタープランや回廊開発マスタープラン、特に重点3回廊についての回廊開発マスタープラン策定後の計画（各事業）の進捗、社会・経済効果、物流の変化、国境手続きの改善、拠点開発の進展、社会インフラサービス改善等の状況について把握・整理を行う。これに

---

<sup>6</sup> 上記を踏まえ、プロポーザルにおいて、以下の点について提案する。（提案を求める事項：No.3）

①PIDAウィークにおける発表資料については、机上調査を踏まえて作成する必要があるため、そのコンテンツ及び作成方法について提案する。

②TICAD9における広報資料については、作成時期、作成方法、コンテンツについて提案する。

③TICAD9において本邦招へいするアフリカ地域の行政官（3-5名程度を想定）について、想定する国及びパネルディスカッションのテーマについて提案する。

④経験や知見を共有するため都市間ネットワークの強化を目的としたプラットフォームの打ち出しにあたって、効率的、効果的及び持続的な運用を行うための実施体制、運用計画

関連して、JICA や PIDA を含む他ドナーのこれまでの都市開発・都市交通マスタープラン、回廊開発マスタープランの協力実績を取りまとめる。

#### (2) インセプションレポートの作成

調査の実施工程を含む調査計画をインセプションレポート（案）としてまとめ、JICA に説明し協議する。JICA からのコメントを受け、調査計画に反映する。

#### (3) 広報資料の作成及びイベント等での発信①

WUF12 のイベントにおいてアフリカにおける都市・地域開発分野での協力についてパネルディスカッションを実施予定である。そのため、JICA が企画しているパネルディスカッションイベントの開催支援（プレゼンターからの資料取付やカイロ国際空港への送迎、会場への誘導等を含む）を行うとともに、現地イベントでの他ドナーの発信内容・動向等を含む情報収集を行う。イベントの実施結果や他発表・参加者等から得られた情報、参加者から得られた反応等について、以降の報告書にまとめる。

#### (4) セカンダリーシティ支援に向けたアプローチの検討

回廊上に位置するセカンダリーシティのインベントリー（基礎情報の収集）にかかる机上調査を実施する。グリーン、レジリエント、インクルーシブ、デジタルで持続可能な都市開発にむけたセカンダリーシティ支援に向けた協力アプローチを検討する。

#### (5) 新たな都市開発アプローチの検討・提案

TICAD での発信等も見据えつつ、新たな都市開発アプローチを検討する。その際、アフリカ地域とアジア等の他地域における歴史的、文化的な違いに留意すること。なお、自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）をはじめとする日本政府が国際社会に発信している外交・経済協力の観点、地域安定・周辺地域開発促進への波及効果の観点、今後都市化が進み都市課題が顕在化することによる市民への安全が脅かされる人間の安全保障の観点等を踏まえたうえで、対象となる都市を選定する。

また、グローバル化の進展とともに発達したアジア地域と異なり、既にグローバル化が進んだ社会に対し未熟なインフラ整備や産業開発の状況にあるアフリカ地域ではそのギャップに合わせた整合性の取れたアプローチが重要であり、併せて、急激に増加する人口を受け入れる雇用の創出とこれを踏まえた都市構造を考慮したアプローチが必要と考えられることから、次世代の都市開発の全体的な流れ（構想づくり、課題解決、組織体制、制度整備、事業計画策定等）の中で、段階ごとに取り組むべき事項を整理する。



#### (6) インテリムレポートの作成・協議

上記(5)までの作業をとりまとめインテリムレポート(案)を作成し、JICAに提出するとともに、関係者に説明し意見交換を行う。JICAからのコメントを受けて修正・反映後、現地調査において先方政府にも共有し、説明・意見交換を行う。各国・都市からの意見聴取を行い、ドラフトファイナルレポートにて反映する

#### (7) JICA 協力方針案の検討

調査結果をもとに、これまでの都市開発セクターにおける JICA 及び世界の先行事例、日本の知見の情報収集・分析結果、AU インフラ政策である PIDA の実情や特徴、アフリカ地域における都市開発の実情・特徴を理解し、グリーン、レジリエント、インクルーシブを実現するための協力の方策・アプローチを検討する。その際、デジタルトランスフォーメーション(DX)を活用した手法や我が国の技術・経験等の活用可能性についても検討する。今後の JICA のアフリカ地域での都市開発等にかかる協力方針案を検討する。また、WUF12、PIDA ウィーク、TICAD9 での発信方法等を検討する。

#### (8) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

上記までの作業結果をまとめ、ドラフトファイナルレポート(案)を作成し、JICA に提出し、併せて関係者に対して説明・意見交換を行う。出されたコメントはファイナルレポートに反映させる。

#### (9) 広報資料の作成及びイベント等での発信②

上記までの内容を反映したアフリカにおける都市・地域開発分野での協力実績、新たな協力方針などを広報するための動画及びパンフレット等を作成する。また、TICAD9 のサイドイベントでの JICA 活動の紹介を行い、本邦招へいで来日するアフリカの行政官らによるパネルディスカッションを運営する(謝金の支払いは想定しない)。また、本邦招へいプログラムの一環としてパネラー向けに実施する視察案内等のプログラムを企画・運営する。イベントの実施結果や参加者から得られたコメント、反応等について、報告書にまとめる。

#### (10) ファイナルレポートの作成・提出

上記(8)及び(9)に対する JICA 並びに有識者からのコメントを反映し、ファイナルレポートを提出する。

## 第5条 報告書等

作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナルレポートを最終成果品とする。(1)～(4)の電子データ形式での提出は電子メールやGIGAPODを通じた提出を可とする。(5)の電子データ形式はCDでの提出を必須とするが、併せて電子データ等で提出することは妨げない。

### (1) インセプションレポート

記載事項：業務実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2024年10月中旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

### (2) インテリムレポート

記載事項：提出時までの調査結果、調査対象都市の選定

提出時期：2025年2月下旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

### (3) パンフレット形式及び動画形式の広報資料

記載事項：提出時までの調査結果を対外広報向けにまとめたもの

提出時期：2025年7月下旬

提出部数：印刷物（和文400部・英文400部、パンフレットのみ）及び電子データ形式<sup>7</sup>

### (4) ドラフトファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2025年9月下旬

提出部数：簡易製本（和文3部・英文5部）及び電子データ形式

### (5) ファイナルレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：2025年12月12日（金）

提出部数：製本（和文5部・英文10部）及び電子データ形式（CD-R 和・英まとめて1枚）

---

<sup>7</sup> 印刷物はA3中折4ページ、動画は約5分×1種×日・英・仏の3言語対応をそれぞれ想定している。

## 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項**  
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	都市開発アプローチの検討方法	第3条 調査実施の留意事項 (1) 都市開発アプローチの検討
2	調査の渡航対象国	第3条 調査実施の留意事項 (2) 対象国・渡航対象国
3	WUF12、PIDA ウィーク及び TICAD9 における情報収集及び発信の支援	第3条 調査実施の留意事項 (3) WUF12、PIDA ウィーク及び TICAD9 における情報収集及び発信の支援について

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.95 人月

(現地渡航回数：延べ8回、うち2回分はWUF12への参加及び情報収集のためのエジプト・カイロへの渡航として想定する。)

「本邦招へいに関する業務人月 1.65 を含む (本経費は定額計上に含まれる)。  
なお、上記の業務人月は、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、都市計画・都市開発、産業構造、インフラ整備の専門性を持つ従事者を含めること。

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域

2) 語学能力：英語 (仏語の能力があれば更に好ましい)

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

Summary Report of Joint Study on JICA and AUDA NEPAD' s contributions under the TICAD process (Interim)

２）公開資料

➤ Africa' s Urbanisation Dynamics 2022 (OECD)

[https://www.oecd-ilibrary.org/development/africa-s-urbanisation-dynamics-2022\\_3834ed5b-en](https://www.oecd-ilibrary.org/development/africa-s-urbanisation-dynamics-2022_3834ed5b-en)

➤ The Dynamics of Systems of Secondary Cities in Africa(2022, AfDB)

[https://www.afdb.org/sites/default/files/2022/05/16/the\\_dynamics\\_of\\_systems\\_of\\_secondary\\_cities\\_in\\_africa\\_urbanisation\\_migration\\_and\\_development\\_-\\_2022.pdf](https://www.afdb.org/sites/default/files/2022/05/16/the_dynamics_of_systems_of_secondary_cities_in_africa_urbanisation_migration_and_development_-_2022.pdf)

➤ アフリカ開発会議（TICAD）について

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/index.html>

➤ World Urban Forum 12 (WUF12) について

<https://wuf.unhabitat.org/wuf12>

➤ 「アフリカ地域におけるスマートシティ開発にかかる情報収集・確認調査」（2024年5月）

[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_400\\_12385639.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_400_12385639.html)

➤ 「アフリカ地域回廊開発に関する情報収集・確認調査」（2022年9月）

[https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340\\_400\\_1000048566.html](https://openjicareport.jica.go.jp/340/340/340_400_1000048566.html)

➤ 「アフリカにおける運輸交通インフラ支援のあり方研究（プロジェクト研究）最終報告書」（2008年3月）

[https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700\\_400\\_11900461.html](https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_400_11900461.html)

➤ PIDA First 10-Year Implementation Report (AUDA-NEPAD、2023年9月、和文版を2024年10月予定)

<https://www.nepad.org/publication/pida-first-10-year-implementation-report>

➤ 2nd PIDA Priority Action Plan (2021-2030) Projects Prospectus (同上)

<https://www.nepad.org/publication/2nd-pida-priority-action-plan-2021-2030-projects-prospectus>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄現地語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタン

ト等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\* 評価対象とする類似業務：都市計画、回廊開発、地域開発に係る調査研究等

## (2) 業務の実施方針等

### 1) 業務実施の基本方針

### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

### 4) その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

## (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

## (4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

### 1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

## 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処



理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	TICAD9 パネルディスカッションイベント出展費	「第2章 特記仕様書案4. 調査の内容(9) 広報資料の作成及びイベント等での発信②」	1,000,000 円	TICAD9 主催者側へ支払うブースの出展費用	一般業務費 セミナー等 実施関連費用
2	資料等翻訳費		300,000 円		一般業務費 資料等翻訳費
3	本邦招へいにかかる経費		4,766,000 円	・報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1.0人月で想	・報酬 ・国内業務費

				定、提案は認めない)、及び 同行（現時点 では6号0.25 人月：研修内 容を踏まえ提 案、見直し 可） ・直接経費 （483,000円）	
--	--	--	--	---	--

（4）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者/都市計画・都市開発	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3